

## 大井町立幼稚園・学校のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大井町立幼稚園及び学校（以下「園・学校」という）におけるより良い教育環境を整備し、充実した教育の実現のための園・学校のあり方について検討するため、大井町立幼稚園・学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 園・学校のあり方に関すること。
- (2) その他検討委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (設置期間)

第5条 検討委員会は、施行日からその目的が達成したときまでとする。

### (事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。